

特定原付

(電動キックボード)利用者向け

# 交通安全 e ラーニング



埼玉県警察本部 交通総務課

# 電動キックボードの種類について

- 電動キックボードは、以下の3つの分類に分けられ、それぞれの車両区分に応じて交通ルールも異なります。

1 特定小型原動機付自転車(特定原付)

2 **特例**特定小型原動機付自転車 ※14ページ目参照

特定原付とは何か  
これから紹介します!



3 一般原動機付自転車又は自動車(普通自動二輪車等)

一般原動機付自転車又は自動車(普通自動二輪車等)に該当する電動キックボードについては、運転免許が必要なのはもちろんのこと、乗車用ヘルメットの着用義務があり、車道を通行しなければならず、歩道は通行できません。



## 新区分

# 特定原付ってなに？

運転免許は  
必要？



バイク？それとも  
自転車？

走る場所は  
どこ？

ヘルメットは  
必要？



何歳から  
乗れるの？



新しい  
電動モビリティ？

2023年7月の道路交通法の改正により、原動機付自転車の新たな車両区分として、「特定原付（特定原付）」が創設されました。特定原付は、原動機付自転車的一种になりますが、**一般原動機付自転車とは異なり、16歳以上であれば運転免許がなくても乗ることができます。**

「知らないうちに、交通違反をしていた！」ということがないように、特定原付の運転者が守るべき交通ルールを正しく理解し、遵守しましょう。

# 特定原付の特性を知っておきましょう

## 公道走行で気をつけたいポイント

### 車輪が小さく転倒しやすい

車輪が小さいため、ちょっとした段差や側溝などでバランスを崩し転倒しやすい特性があります。

### 重心がブレやすく転倒しやすい

車体が軽いため、重心がブレやすく転倒しやすい特性があります。

大きな荷物を持ちながらの運転は危険です。



# 特定原付とは

## 1 特定原付の基準

特定原付とは、原動機付自転車のうち一定の基準に該当するものです。



**車体の大きさ**

長さ1.9m以下 幅0.6m以下

**最高速度** 20km/h以下

**定格出力** 0.6kW以下

**最高速度表示灯の備付け**

特定原付とは、原動機付自転車のうち、「車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技術を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの」をいいます（道路交通法第2条第1項第10号口）。

※ 施行日以前に製造された特定原付には、最高速度表示灯の備付けについての経過措置が設けられています。

# 特定原付とは

## 2 一般原付（50cc）との違い


一般原動機付自転車と異なる点は、主に

**免許の必要性 走行場所 速度**

です。詳しくは下の表を参照してください。

特定原付には、キックボードタイプだけではなく、座席があるタイプその他、3輪や4輪タイプなど様々な種類があります。



車両区分		年齢制限	運転免許	ヘルメット	保険	ナンバープレート	税金	走行できる場所	速度
原動機付自転車	一般原動機付自転車 (50cc) 	16歳以上	必須 原付以上	必須	自賠責保険の加入が必須	必須	軽自動車税	車道（左側）	法定速度 30km/h以下
	特定小型原動機付自転車 	16歳以上	不要	努力義務	自賠責保険の加入が必須	必須	軽自動車税	車道（左側端） 自転車道 普通自転車専用通行帯 一部の歩道（条件あり）	最高速度 車道20km/h以下 歩道6km/h以下 ※特例モード
アシスト自転車 		なし	不要	努力義務	地域によって 自転車保険への加入が必須	不要	なし	車道（左側端） 自転車道 普通自転車専用通行帯 一部の歩道	アシスト運用範囲 24km/h未満

※特例モード（時速6km以下の歩道モード）では、歩道通行可を示す標識・標示のある歩道を通行可能です。（詳細は17ページ）

# ■ 特定原付とは

## 3 運転免許は必要ない

- 特定原付は、年齢が**16歳以上**であれば、**運転免許が無くても**運転することができます。

16歳未満の者が運転することは禁止です。

また、特定原付を運転することとなるおそれのある16歳未満の者に対して、特定原付を提供することも禁止されています。

【罰則】 6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金



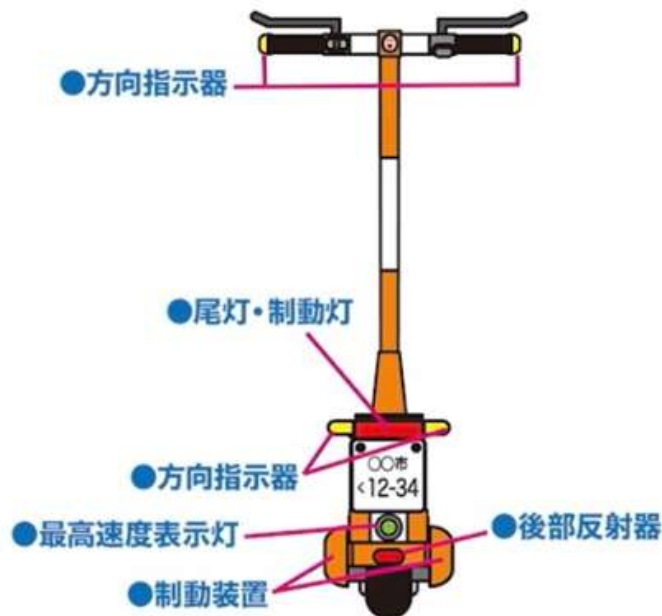
免許が無くても乗ることができる

# 運転できる条件 (保安基準・ナンバー・保険)

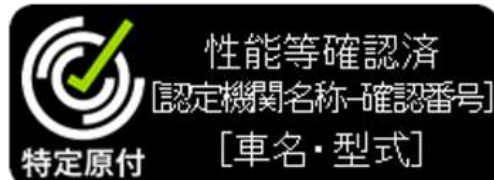
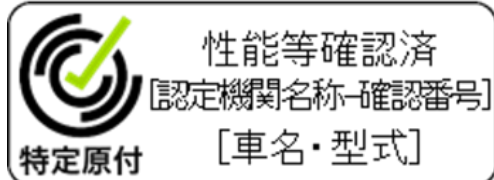
## 1 保安基準とは

道路運送車両の保安基準を満たしていない場合、公道を走ることができません。  
性能等確認済シール等が貼られているものは、この基準を満たしています。

### 特定原付に必要な主な保安装置 (詳細は次ページ)



### 性能等確認済シール



# 運転できる条件（**保安基準**・ナンバー・保険）

- 次の条件（保安装置等）をすべて満たしていなければ乗ることができませんので注意しましょう。



# ■ 運転できる条件（保安基準・ナンバー・保険）

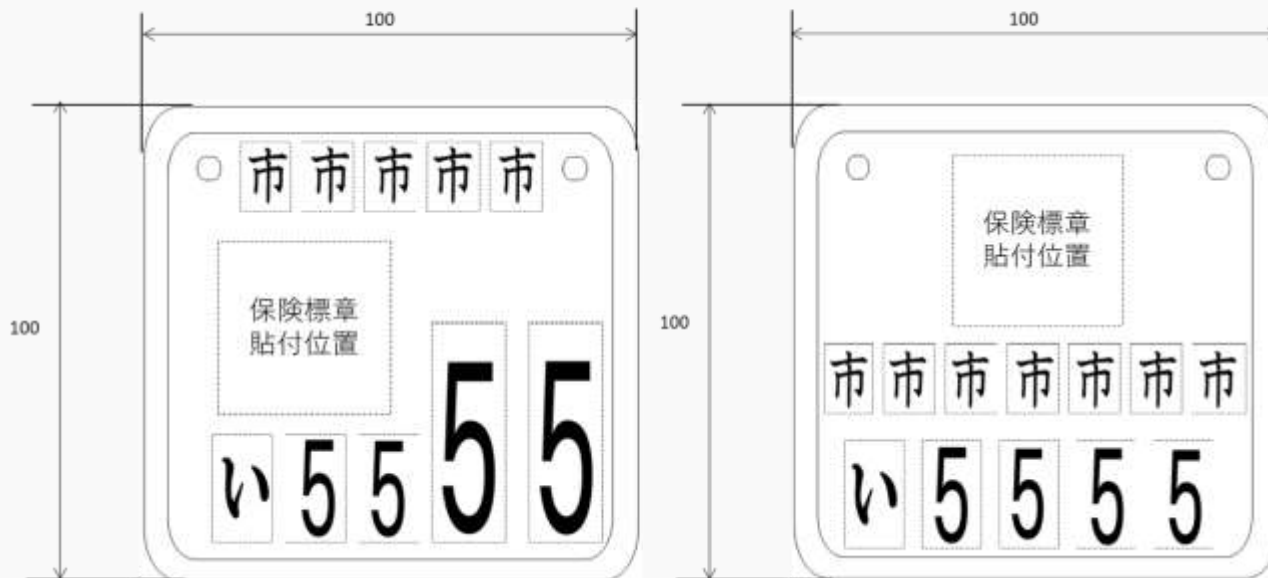
## 2 ナンバープレートの取得・取付

### ■ ナンバープレート

所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、**標識（ナンバープレート）**を取り付けてください。

特定小型原動機付自転車に取り付けることとされている標識

単位：mm



← 一般原付よりも小型化

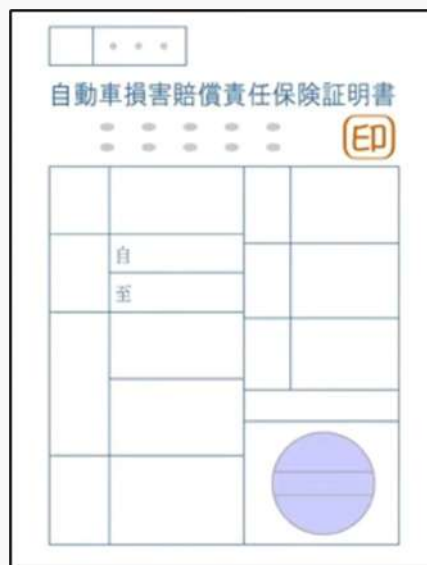
# ■ 運転できる条件（保安基準・ナンバー・**保険**）

## 3 自賠責保険について

### ■ 自賠責保険（共済）への加入が必要

所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。

運行の際は、加入時に配布される証明書を携行してください。



# 特定原付 安全運転のための5つのルール

## ～特定原付～

### 1 車道が原則、歩道は例外

歩道や路側帯の通行は、特例小型原動機付自転車のみ

### 2 車道は左側を通行

右側通行禁止

### 3 歩道は歩行者優先、車道寄りを通行

### 4 安全ルールを守る

### 5 乗車時は乗車用ヘルメットを着用



# 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 1 車道が原則、歩道は例外

## 2 車道は左側を通行

### ■ 特定原付の通行場所について

#### 【車道通行の原則】

特定原付は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、**車道を通行**しなければいけません（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行することができます。）。

**道路では左側を通行**しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端に寄って通行しなければいけません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。

車道の通行場所



自転車道の通行場所



「特定原付・自転車専用」



「普通自転車専用通行帯」



※特定原付は当該通行帯を通行しなければいけません。<sup>13</sup>

# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

## ■ 特例特定原付とは

特例特定原付の中でも、下記の①、②などの要件を満たす電動キックボード等は「**特例**特定小型原動機付自転車（特例特定原付）」といい、道路標識により**歩道を通行することができます**。

ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。



標識

「普通自転車歩道通行可」

歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること

①

緑色



歩道通行中、車体の構造上、**6 km/hを超える速度を出すことができないものであること**

②

**特例特定原付の性能上の最高速度は、6 km/hまで**と定められています（道路交通法施行規則第5条の6の2第2項）。

また、特例特定原付は特定原付と同様に、16歳以上の者は運転免許が無くても運転できます。

**※16歳未満の者は、特例特定原付も運転できません。**

運転する際は乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

# 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 3 歩道は歩行者優先、車道寄りを通行

### ■ 歩道又は路側帯を通行できる場合

特定原付は車道（自転車道）通行が原則ですが、特例特定小型原動機付自転車として通行する場合で、

- 道路標識等により自転車が歩道を通行することができることとされているとき
- 道路標示により路側帯を通行することが禁止されていない場合で、著しく歩行者の通行を妨げることとならないとき

には、歩道又は路側帯を通行することができます。

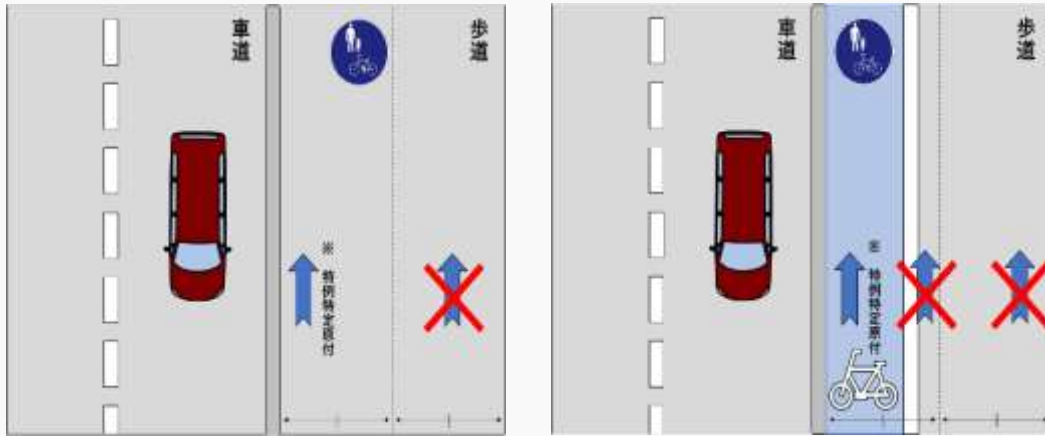
ただし、**歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません**（普通自転車通行指定部分を通行する場合において、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。）。

また、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。



# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 歩道の通行場所



「特例特定原付・普通自転車等及び歩行者等専用」

「特例特定原付・普通自転車歩道通行可」



## ■ 歩行者等の優先（横断歩道等）

特定原付は、横断歩道又は自転車横断帯に接近する場合には、横断歩道により道路を横断しようとする歩行者や自転車横断帯により道路を横断しようとする自転車がないことが明らかな場合を除き、その横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければいけません。

横断歩道等により横断しようとする歩行者等がいる場合には、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければいけません。



# 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 4 安全ルールを守る

### ■ 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。自動車や自転車等の場合と同じく禁止されています。また、酒気を帯びている者に特定原付を提供したり飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したり飲酒を勧めたりしてはいけません。

#### 【罰則】

- ・ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（酒酔い運転した場合）
- ・ 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（酒気帯び運転した場合）

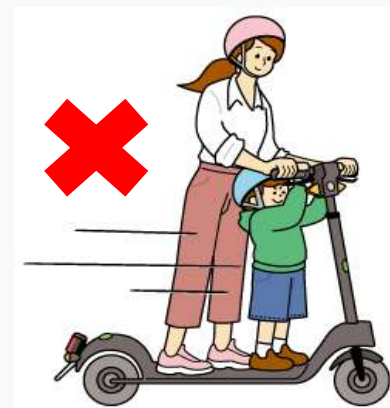
### ■ 二人乗りは禁止

特定原付の乗車定員は一人です。

いかなる場合でも、特定小型原動機付転車の二人乗りをしてはいけません。

運転の妨げになるとともに、バランスを崩しやすく、非常に危険です。

【罰則】 5万円以下の罰金（定員外乗車）



# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 4 安全ルールを守る

### ■ 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他者が運転者の存在に気付きにくくなったり、他者の発見が遅れたりするなど、非常に危険です。

ライトをつけずに特定原付を運転してはいけません（無灯火）。夜間はライト（前照灯、尾灯）をしっかりと点灯させましょう。また、後部反射器を備えていない特定原付を運転してはいけません（整備不良）。



#### 【罰則】

- ・ 5万円以下の罰金（無灯火）
- ・ 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等（整備不良）

### 夜間の見え方を知っておきましょう

夜間、暗い道路環境の中で特定小型原動機付自転車は、自動車や歩行者から見えにくいことを認識しておくことが重要です。

- 明るく目立つ色の服を着るようにしましょう。
- 反射材を活用しましょう。

#### 夜間の見え方



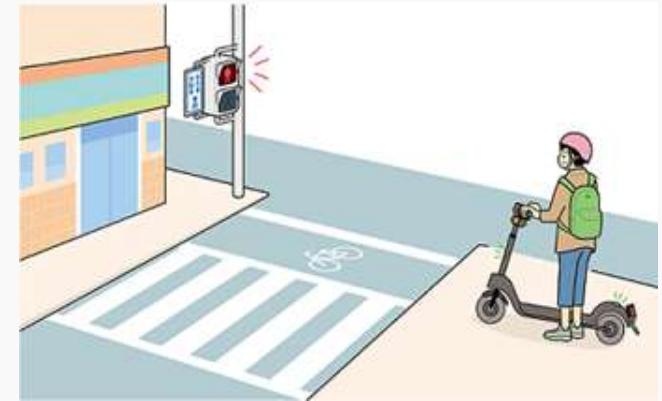
# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 4 安全ルールを守る

### ■ 信号は必ず守る

(特例) 特定原付は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

特定原付は、**歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行している場合でも、歩行者用信号機に従わなければなりません。**



**特例** 特定原付は、歩行者用信号機がある場合は、標示の有無に関わらず、歩行者用信号機に従わなければなりません。信号に従って通行する場合でも、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、乗車したまま横断歩道を通行してはいけません。

歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。横断を始めてはいけません。次の青色信号になるまで待ちましょう。

**【罰則】** 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金（信号無視）

# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 4 安全ルールを守る


### 信号

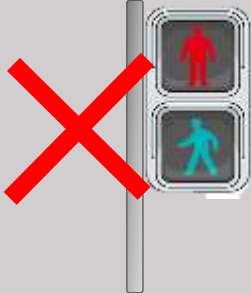
#### ■ 特定原付はどの信号に従う？


特定原付は、**原則として車両用の信号**に従わなければいけません。

ただし、歩行者用信号機に「**歩行者自転車専用**」の標示板がある場合は、歩行者用の信号機に従います。


**車道**  
**(原則)**





  
歩行者用信号機

  
車両用信号機

**標示板のある横断歩道**  
**(例外)**



  
歩行者用信号機  
歩行者自転車専用の表示板あり

  
車両用信号機

# 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 4 安全ルールを守る

### ■ 交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある場所では、交差点又は停止線の直前で必ず止まって左右の安全を確認しなければいけません。

また、交差道路を通行する車両等の進行を妨害してはいけません。



さらに、左右の見通しの悪い交差点に入ろうとするときは、徐行しなければいけません。

#### 【罰則】

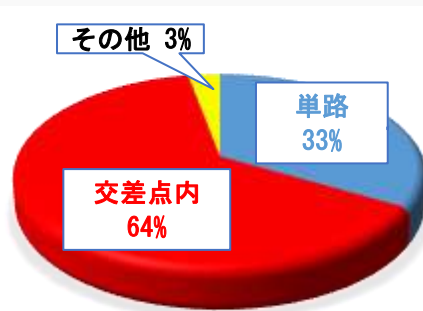
3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等（一時不停止等、徐行義務違反）

### 事故は交差点で多く発生しています

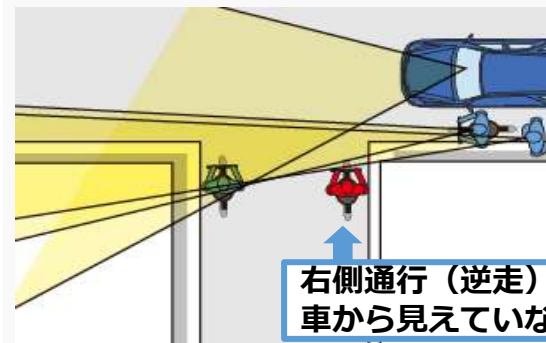
自転車関連事故の6割以上が交差点内で発生しています。

見通しの悪い交差点では、死角が多く、他の車両や歩行者の発見が遅れることにより、衝突の可能性がありますので、通行する際は十分に安全確認等を行いましう。

自転車関連事故の衝突地点別発生割合（令和4年）



見通しの悪い交差点では他の車両等が見えづらく、事故が発生しやすい



# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

4 安全ルールを守る

## 標識

### ■ 一時停止の標識

道路標識により、一時停止すべきとされている時は、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

【罰則】 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等

一時停止することで、その先で交通事故に遭うリスクが格段に下がります。

一時停止する習慣を身につけましょう。



# ■ 特定原付 安全運転のための5つのルール

## ■ 一方通行と通行の禁止

4 安全ルールを守る

道路標識により指定された方向のみ通行することができます。車両進入禁止の標識や標示があるところに入っていく走りすると逆走です。

特定原付も  
従わなければなりません。

「指定方向外進行禁止」



「一方通行」



「特定小型原動機付自転車・  
自転車一方通行」



特定原付は、  
通行・進入してはいけません。

「通行止め」



「車両通行止め」



「車両進入禁止」



「特定小型原動機付自転車・  
自転車通行止め」



## ■ 補助標識の見方

道路標識の下にある補助標識に「**自転車を除く**」が書いてある場所は、**特定原付も含まれています**ので、その場合は指定された方向以外にも走行することができます。

「一方通行」



自転車を除く

「車両進入禁止」



自転車を除く

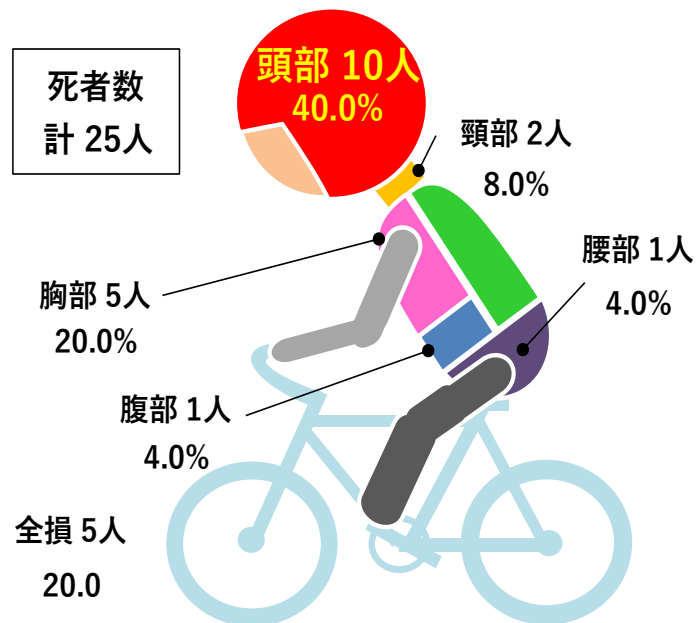
# 特定原付 安全運転のための5つのルール

## 5 乗車時は乗車用ヘルメットを着用

特定原付乗用中の事故による被害を軽減させるため、乗車する場合には、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。

### 【参考】

自転車事故死者の主損傷部位（令和7年中）



事故後の自動車フロントガラス



事故後の自転車ヘルメット

# その他の特定原付に関する主な交通ルール

## ■ 特定原付の横断方法

特定原付は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の場所等に出入りするため、左折や右折、道路の横断、転回（Uターン）、後退をしてはいけません。

【罰則】 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等

## ■ 踏切の通過

特定原付は、踏切を通過しようとするときは、**踏切の直前（停止線があるときは、その直前）で停止し、安全を確認し押して歩きましょう。**（交通の方法に関する教則）

遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っているときは、踏切に入ってはいけません。

【罰則】 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等

## ■ 片手運転の禁止

傘を差したり、手に物を持ったりしたまま運転することなどによる片手運転は、ハンドルやブレーキ操作が適切にできなくなったり、バランスを崩して転倒する危険性も高くなるのでしてはいけません。

【罰則】 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等（安全運転義務違反）



# その他の特定原付に関する主な交通ルール

## ■ 左折または右折の方法

特定原付は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません

(いわゆる「二段階右折」をしなければいけません。)



【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

## ■ 交差点の通行方法

特定原付は、信号機がない交差点において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路（優先道路）を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。

また、通行する道路と交差する道路を左から進行してくる車両の進行を妨害してはいけません（いわゆる「左方優先」）。

さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて**他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。**

【罰則】 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金等

# 危険な行為

## 1 ながら運転

### ■ 携帯電話等を使いながら

スマートフォン等の携帯電話の通話や画面に表示された画像等を注視するなど、携帯電話等を操作しながら特定原付を運転してはいけません。

#### 【罰則】

- ・ 6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
- ・ 1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金（交通の危険を生じさせた場合）



### ■ 傘をさしながら

傘をさしながら特定原付を運転してはいけません。

【罰則】 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

### ■ イヤホンやヘッドホンで音楽等を聴きながら

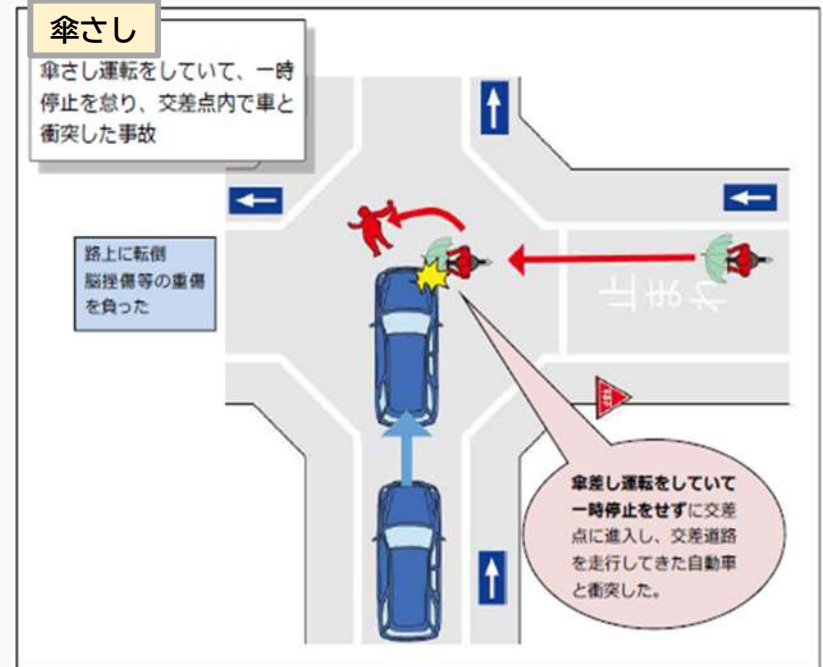
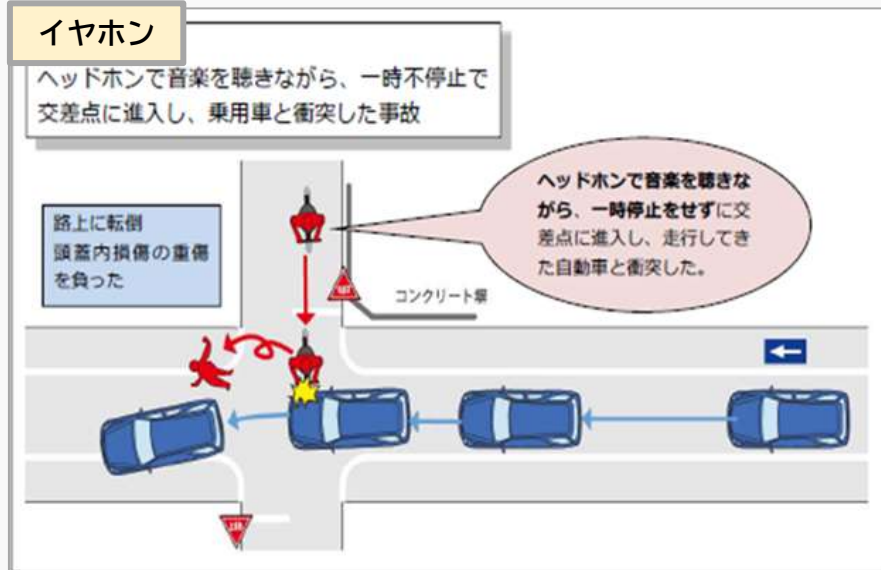
警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示などの必要な音や声が聞こえない程度の音量で、イヤホンやヘッドホンを使って音楽などを聴きながら特定原付を運転してはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金

# 危険な行為

## 「ながら運転」により起きた交通事故事例

### 1 ながら運転



## 2 あおり運転

「あおり運転」（妨害運転）は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

特定原付も、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持違反等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となります。

### 【罰則】

- ・ 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（著しい交通の危険を生じさせた場合）

# 特定小型原動機付自転車運転者講習制度

## 特定小型原動機付自転車講習制度とは？

特定原付運転者講習制度とは、危険な交通違反（危険行為）を繰り返した自転車利用者に対して、法律に基づき受講が義務づけられている講習です。

### 目的

特定原付による交通事故を防ぎ、運転者に交通ルールと安全意識を見につけさせること

○交通ルールの理解   ○事故の危険性を自覚させる   ○違反を繰り返させない   など

### 対象者

過去3年以内に2回以上の危険行為を繰り返した特定原付運転者(16歳以上)

### 講習時間と費用

講習時間   3時間

講習費用   6,300円

講習の受講命令を受けてから  
3か月以内の指定された期間  
内に講習を受講しない場合

**5万円以下の  
罰金**

# 特定小型原動機付自転車運転者講習制度

## 講習対象となる16の交通違反（危険行為）

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| 1 信号無視                  | 9 環状交差点での安全進行義務違反等        |
| 2 通行禁止道路（場所）の通行         | 10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害 |
| 3 歩行者用道路での歩行者妨害         | 11 歩道での歩行者妨害等             |
| 4 歩道通行や、車道の右側通行等        | 12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転      |
| 5 路側帯での歩行者の通行妨害違反       | 13 酒気帯び運転等                |
| 6 遮断踏切への立ち入り            | 14 安全運転義務違反               |
| 7 優先車両（左方車・優先道路車）の通行妨害等 | 15 携帯電話使用等                |
| 8 直進車や左折車への通行妨害         | 16 妨害運転                   |
|                         | 17 共同危険行為                 |



POINT

17の交通違反（危険行為）は重大な交通事故になりやすい行為です！

特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる交通違反（危険行為）は、違反として処理（赤又は青切符）された場合だけでなく、**交通違反（危険行為）によって、交通事故を発生させた場合**も対象となります。

# 交通事故時の対応

加害者でも、被害者でも交通事故の際にやるべきこと

## 負傷者の救護



けが人がいる場合、周囲にいる人にも助けてもらいながら119番に通報し、救急車を呼ぶ。

## 道路における危険防止措置



- ・歩道など安全な場所に特定原付等を移動させるなど、二次被害を防止する。

## 警察への通報



- ・110番に通報し、警察に報告する。

負傷者を救護しないと救護義務違反になります。通報をしないで現場を離れてしまうと、ひき逃げ・当て逃げとして罪に問われることもあります。

# まとめ

## 1 購入を決めたら

- 1 国土交通省が求める保安基準を満たした装置を備えた車両か否か確認しましょう。
- 2 **交通ルールをしっかりと学び理解しましょう。**
- 3 お住いの市町村役場でナンバープレートの取得手続きをしましょう。
- 4 自賠責保険に加入しましょう。

## 2 交通ルールを正しく理解し守りましょう

- 1 通行場所は、車道の左側端が原則
- 2 歩道を走るときは、特例特定原付の特例モード



## 3 特定原付運転者講習制度

- ・過去3年以内に2回以上の危険行為を繰り返した場合、講習の対象になります。

## 4 交通事故を起こした時の対応

- ・警察に通報せず、事故現場を離れてしまうと、ひき逃げ当て逃げの犯人となります。

# ペダル付き電動バイクモペットとは

## ■ モペットは、自転車ではありません！

簡単に説明すると「オートバイ」となります。

そのため

- ・ヘルメットの着用
- ・運転免許の所持
- ・ナンバープレートの設置
- ・自動車損害賠償保険への加入

が必要です。



装飾品についても「オートバイ」と同じ基準を満たしていなければならないので、バックミラーが付いていないなどの基準を満たしていないモペットは公道を走ることはできません。

# ペダル付き電動バイクモペットとは

## ■ 歩道は走れません

モペットは「オートバイ」なので歩道は走れません。

ペダルを漕いで運転しても、「オートバイ」なので違反となります。

## ■ 交通ルール

車両用信号機に従い、標識も守らなければなりません。

ペダル付き電動バイクについては、道路交通法上「一般原動機付自転車」または「自動車」に該当します。

オートバイと同じ交通ルールとなりますので、違反や事故を起こさないように十分注意し安全運転を心がけましょう。



# 交通事故ゼロを目指して



埼玉県警察本部 交通総務課